

令和3年11月12日

様
様

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0206

金沢市北寺町へ9番地3

TEL: 076-254-6733

(連絡先) 敦賀法律事務所

弁護士 安藤 俊文

〒920-0902

金沢市尾張町1丁目5番25号

TEL: 076-261-8500

FAX: 076-261-7300

(土日祝日を除く9:00~17:00)

申入れ終了のご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当法人からの令和3年9月10日付申入書に対し、様から、お電話で、「故意または重過失がある場合を除く」との規約を付加した旨のご連絡いただきました（なお、書面でご回答いただけなかったのは、遺憾に考えております。）。また、駐車場での規約を確認し、上記回答のとおりにより上記規約が付加されていることを確認いたしました。

当法人は、これにより規約について改善がなされたものと判断し、当法人から貴殿に対する規約についての申入れ活動を終了させていただくこととしましたのでご通知いたします。

今後も当法人では、消費者の権利確立をめざして、消費者被害の調査、情報提供等を行うとともに、事業者の消費者に対する不当な勧誘行為や、不当契約条項の使用中止の申入れ活動を行っていく所存でございます。貴殿におかれましては引き続き当法人の活動にご理解とご協力をいただければ幸いです。

敬具